

いじめ防止等に係る基本方針

広島県立広島叡智学園中学校・高等学校

令和4年4月1日

1 いじめ防止基本方針策定の趣旨

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

また、本校の特性を踏まえ、生徒が安全で安心な生活を実現することができるように、様々な文化や宗教等の違いを、互いに認め合い、理解し、一人一人がかけがえのない存在として尊重し合えるよう、本校教職員及び関係者の認識の共有と指導・支援の徹底を図る。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

(2) 人種的、宗教的、性的ハラスメントの未然防止の徹底

ア 人種的、宗教的差別やそれにつながる行為、不適切な身体接触やジェスチャー、動作などは、生徒自身の人格を否定する行為のため、このような行為に向かわないように、多様性を認め、理解するための指導を徹底する。

イ 性に関する不適切な言動や身体接触、それにつながる行為などは、生徒自身の人格を否定する行為のため、このような行為に向かわないように、多様性を認め、理解するための指導を徹底する。

また、人種的、宗教的、性的ハラスメントは、生徒及びその家族に、生命及び心身に重大な被害をもたらす行為として厳正に対処することを周知徹底する。

(3) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や、生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど、望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(4) いじめの問題への対応

ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 実施体制

いじめの問題に取り組むに当たり教職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、計画的に研修を実施し、教職員が連携・協働して、いじめの未然防止に努める。

いじめの防止等やいじめの対処に関する措置を組織的実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」を活用する。

「いじめ防止委員会」は、原則、スクールカウンセラー来校日に開催し、心理の専門的知見を踏まえた生徒支援を充実させるとともに、生徒実態の情報共有を図り、日常的なカウンセリングの充実を努める。この委員会の構成、役割及び組織は、この基本方針に基づき適切に改訂する。

また、寮における「安心・安全な環境づくり」を充実させるため、ハウスマスターによる全校生徒を対象とした面談を実施し、いじめの未然防止と生徒の心情把握に努めるとともに、学校と寮との円滑な情報共有を図る。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒支援部等と連携を図りながら、その円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめの疑いがある場合の情報の共有及び生徒・保護者等関係者との連携
- (8) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (9) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (10) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生徒が自殺を企図した場合等）
- 二 いじめにより当該生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、県教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、県教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A 役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- (ア) 県教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- (イ) 問題の背景・課題の整理，教訓化
- (ウ) 取組の見直し，改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組の検証と実施計画等の見直し

- (1) いじめ防止委員会において、月ごとにいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止委員会において各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解消件数，並びに不登校（長期帰省）生徒数など，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年度間の取組を検証し，次年度の年間計画を策定する。
- (3) 年間3回程度「いじめ，暴力行為，セクシャルハラスメント，健康」に関するアンケートを実施し，全校生徒を対象とした教育相談を計画的に実施する。
また，アンケートの記載の有無に関わらず，生徒の気になる状況については保護者と情報共有を図り，家庭とともに指導・支援にあたる。
- (4) 「いじめ，暴力行為，セクシャルハラスメント，健康」に関するアンケートの結果については，保護者に周知し，いじめ等の未然防止の取組を充実させる。

8 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校教職員の姿勢

- (1) いじめは絶対に許さない。
- (2) いじめられている生徒については、学校が徹底して守りきる。
- (3) 生徒一人一人をかけがえのない存在として支援・指導する。
- (4) 教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、解消したと即断することなく継続した指導と見守りを行う。
- (5) いじめ等周囲の者がつらい状況にある場合は、周りの責任ある大人に相談させる。
また、自分がつらい場合も、一人で抱え込まず周りの責任ある大人に相談させる。
さらに、解決策は必ずあることを理解させる。

附則

本基本方針は、平成31年4月1日から施行する。

本基本方針は、令和2年3月31日に改訂し、令和2年4月1日から施行する。

本基本方針は、令和4年1月20日に改訂し、令和4年4月1日から施行する。